

# 消防設備保守点検業務処理要領

点検は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び関係法令に従い実施すること。

## 1 点検対象

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 県立日南病院（本館、車庫棟、備蓄倉庫） | 日南市木山 1 - 9 - 5   |
| (2) 医長公舎                | 日南市瀬貝 2 - 8 - 1   |
| (3) 医師公舎 A              | 日南市木山 3 - 2 - 6   |
| (4) 医師公舎 B              | 日南市木山 2 - 4 - 13  |
| (5) 看護師宿舎               | 日南市中平野 3 - 3 - 32 |
| (6) ひなた保育園              | 日南病院敷地内           |

## 2 点検設備

別紙「点検項目一覧」のとおり

## 3 点検の種類、回数

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 機器点検（外観、機能等）                        | 1 回 |
| (2) 総合点検（作動、総合機能等）                      | 1 回 |
| (3) 臨時点検                                |     |
| ア 消防用設備に障害があることを発見し、もしくは甲からこの旨の連絡を受けたとき |     |
| イ その他、甲が必要と認めたとき                        |     |
| (4) 防火対象物及び防災対象物定期点検                    | 1 回 |
| (5) 防火設備検査                              | 1 回 |

## 4 点検毎の報告書類は、次のとおりとする。

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| (1) 消防用設備等点検結果報告書   | 2 部（消防署提出 1 部、県提出 1 部） |
| (2) 防火・防災対象物定期点検報告書 | 2 部（消防署提出 1 部、県提出 1 部） |
| (3) 不良箇所一覧表         | 1 部（県提出）               |

## 5 業務完了報告書の提出

委託契約完了後、業務完了報告書を提出すること。

## 6 その他

- (1) 消防用設備に故障がある場合及び正常に作動していない場合は、直ちにその原因を調査し、その結果を報告すること。
- (2) 甲が当該設備を使用して行う防災訓練の企画・立案・実施（取扱い指導、立会を含む）の補助を行うこと。

訓練は部分訓練と総合訓練の 2 回。ただし部分訓練は複数日となる。